

## 漏水による水道料金減免に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、八丈町給水条例（平成10年八丈町条例第4号。以下「条例」という。）第35条の規定により、条例第21条第1項の規定を遵守したにもかかわらず、漏水した場合の水道料金の減額又は免除（以下「減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道使用者等 水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者をいう。
- (2) 給水装置等 条例第3条に規定する給水装置、受水槽以下の給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

### (減免申請と期限)

第3条 条例第35条の規定に基づき水道使用者等が減免を受けようとするときは、「漏水による水道料金減免申請書」（様式第1号）に八丈町指定給水装置工事事業者による「漏水修理証明書」（様式第2号）を添付して管理者に提出しなければならない。ただし、災害によるものであって、管理者が特に定めた場合は、この限りでない。

2 前項の申請は、申請する原因事由がその発生日を特定できる場合は、その発生日の翌日から起算して60日以内に、特定できない場合は、その漏水を認知した日の翌日から起算して60日以内に行わなければならない。ただし、水道使用者等がその期限内に申請をすることが困難と認められる正当な理由があると管理者が認めた場合には、その期限にかかわらず、申請を受理することができる。

3 第1項の申請については、代理人による申請をすることができるものとし、代理人による申請には、水道使用者等本人の委任状の提出及び代理人本人の確認書類を持参しなければならない。ただし、本人が委任状を作成できない場合は、その理由を証明する書類等の提出をもって代えることができる。

### (減免の認定又は却下及び申請の期限)

第4条 管理者は、申請書を受理した場合は、必要な調査を行い、審査のうえ、減免の認定をしたときは「漏水による水道料金減免決定通知書」（様式第3号）により、認定をしないときは「漏水による水道料金減免申請却下通知書」（様式第4号）により、申請者に対し通知するものとする。

(水道料金の減免)

第5条 管理者は、水道使用者等が給水装置等の管理を適切に行っているにもかかわらず、水道メーター（私設メーターを除く。）の下流で発生した漏水であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該水道料金（以下「漏水水道料金」という。）を減免することができる。

- (1) 地下、床下、壁内その他通常目視することが不可能な給水管からの漏水であって、かつ、水道使用者等が漏水の事実を容易に確認することができなかつたと認められるとき。
- (2) 給水装置等（前号の給水管並びに受水槽のボールタップ給水栓及び水洗便所の洗浄タンクのボールタップ給水栓を除く。）の損傷又は故障に起因する漏水であって、かつ、水道使用者等が漏水の事実を容易に確認することができなかつたと認められるとき。
- (3) その他管理者が特に減免することを必要と認めた漏水

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、漏水水道料金の減免は行わないものとする。

- (1) 給水装置等の損傷又は故障が、水道使用者等の故意又は過失によるとき。
- (2) 漏水の原因が明らかに第三者の行為によるとき。
- (3) 水道使用者等が漏水の事実を知りながら、早期の修繕を怠ったとき。
- (4) 条例に違反して施工された給水装置又は給水装置施工基準に適合していない給水装置等からの漏水のとき。
- (5) 給水栓、給湯設備等止水することが可能な給水用具からの漏水のとき。
- (6) 給水装置等を新設し、竣工後1年を経過していないとき。
- (7) その他使用者が善良な管理義務を怠ったと認められるとき。

(減免対象期間)

第6条 漏水による減免は、漏水を発見した日以降の最初の検針日又は最初の検針日以前1カ月（以下「検針月」という。）とする。漏水による減免の対象期間は、2カ月を限度とする。ただし、実際に漏水があった期間を越えて行うことはできない。

2 前号以外の減免は、管理者が定める期間とする。

(減免水道料金の算定)

第7条 減免の水道料金の算定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 漏水による減免後の水道料金は、次式により検針月ごとに算出した使用水量により算定した金額とする。ただし、当該検針月の検針水量から通常の使用水量を減じた値が20<sup>m</sup>未満のときは、減免しないものとする。

使用水量＝当該検針月の検針水量－（（当該検針月の検針水量－通常使用水量）／2）。ただし、当該検針月の検針水量が通常使用水量の5倍を超える場合、使用水量＝通常使用水量×3

(2) 前号の通常使用水量は、前号の検針月より前6カ月の平均使用水量とする。ただし、平均使用水量を算定する場合に、認定し、若しくは減じた使用水量があるとき、又は平均使用水量を認定の使用水量とすることが不相当と認められるときは、前年同期の使用水量とする。

(3) 前号の規定により通常使用水量を認定することができないときは、水の使用水量及びその用途、その他の条件を考慮して通常使用水量を算出する。ただし、算出した通常の使用水量が10m<sup>3</sup>未満のときは、通常使用水量を10m<sup>3</sup>とする。

(水道料金の分納又は延納)

第8条 管理者は、水道使用者等が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、水道料金等を分納させ、又は延納させることができる。

(1) 災害その他の理由により、納入が困難であるとき。

(2) 公益上その他特別の理由があるとき。

(分納又は延納の申請)

第9条 漏水による水道料金の分納又は延納を受けようとする水道使用者等は、「漏水による水道料金分納（延納）申請書」（様式第5号）により管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を精査し、「漏水による水道料金分納（延納）決定通知書」（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(弁明の機会の付与)

第10条 第4条の規定により減免申請が却下された者は、八丈町行政手続条例（平成12年八丈町条例第6号）第27条の規定により、管理者に弁明書を提出し、当該処分について弁明することができる。

2 管理者は、第4条に定める漏水による水道料金減免決定通知又は漏水による水道料金減免申請却下通知時においては、八丈町行政手続条例第27条の規定により水道使用者等に弁明の機会を付与しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

漏水による水道料金減免申請書

年 月 日

八丈町公営企業管理者 殿

申請者(使用者)

住所又は所在地

氏名 又は 名称

電 話 番 号

漏水による水道料金の減免を受けたいので下記のとおり申請します。

給水装置の設置場所： 八丈町

※申請者の住所（所在地）と同一の場合は記入不要

漏水発見日： 年 月 日

漏水箇所及びその原因：

減免対象月： 年 月

【ご注意】 八丈町指定給水装置工事事業者による漏水修理が完了したことを証明する書類を添付してください。

企業課水道係処理欄

お客様番号												
メータ番号												
保存 期間	永年	管 理 者		課 長	係 長	係			入 力 処 理		受 付	

様式第2号（第3条関係）

漏水修理証明書

様

工事場所	八丈町
修理箇所	
修理年月日	年 月 日（ ）
原因	

上記のとおり修理したことを証明します。

年 月 日

指定業者

印

漏水による水道料金減免決定通知書

様  
年 月 日

八丈町公営企業管理者

年 月 日付けで申請のあった漏水による水道料金の減免について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、今後、同様の漏水事故がないよう十分な維持管理をお願いします。

1. 使用者番号： \_\_\_\_\_

2. 給水装置の設置場所： 八丈町 \_\_\_\_\_

3. 減免対象月： \_\_\_\_\_ 年 月

4. 減免する金額：

検針結果等使用水量及び料金	_____ m <sup>3</sup>	円
---------------	----------------------	---

減免水量及び減免額	_____ m <sup>3</sup>	円
-----------	----------------------	---

減免後の水量及び料金	_____ m <sup>3</sup>	円
------------	----------------------	---

5. 処分の内容、根拠となる条例等の条項、原因となる事実

6. 弁明書の提出先と提出期限

提出先	企業課水道係
提出期限	年 月

7. 口頭による弁明

・口頭による弁明は受け付けません。弁明書を提出してください。

8. その他

・代理人による提出が可能です。その際は委任状を提出してください。  
・証拠書類等があれば、提出することができます。



漏水による水道料金分納（延納）申請書

年 月 日

八丈町公営企業管理者 殿

申請者(使用者)

住所又は所在地

氏名 又は 名称

電 話 番 号

漏水による水道料金の分納（延納）について、下記の誓約事項を了承の上、八丈町水道料金の減免に関する規程第9条の規定により、申請します。

給水装置の設置場所： 八丈町

年 月 日現在の未納額		今後の納入計画	
年 度	金 額	納入月日	納入金額
年度	円	年 月 日	円
年度	円	年 月 日	円
年度	円	年 月 日	円
年度	円	年 月 日	円
		年 月 日	円
合 計	円	合 計	円
特記事項			
誓約事項	1. 私は、上記に記載した納入計画を確実に履行することを誓約します。 2. この納入計画履行中であっても、督促状が発行されることを了承します。 3. 納入計画の不履行による給水停止、法的措置を受けても異議申し立てしません。		

企業課水道係処理欄

お客様番号									
保存期間	永年	管理者	課長	係長	係	入力処理	受付		

漏水による水道料金分納（延納）決定通知書

年 月 日

様

八丈町公営企業管理者

年 月 日付けで申請のあった漏水による水道料金分納（延納）申請については、審査の結果下記のとおり決定しましたの通知します。

については、納入計画及び誓約事項の確実な履行をお願いします。

給水装置の設置場所： 八丈町

年 月 日現在の未納額		今後の納入計画	
年 度	金 額	納入月日	納入金額
年度	円	年 月 日	円
年度	円	年 月 日	円
年度	円	年 月 日	円
年度	円	年 月 日	円
		年 月 日	円
		年 月 日	円
合 計	円	合 計	円
特記事項			
貴方の誓約事項	1. 私は、上記に記載した納入計画を確実に履行することを誓約します。 2. この納入計画履行中であっても、督促状が発行されることを了承します。 3. 納入計画の不履行による給水停止、法的措置を受けても異議申し立てしません。		